

- 改正 令和3年6月13日 3 健健発第10519号健康政策部長決定
- 改正 令和4年2月9日 3 健健発第11956号健康政策部長決定
- 改正 令和5年5月22日 5 健健発第10335号健康政策部長決定
- 改正 令和6年1月30日 5 健健発第11814号健康政策部長決定
- 改正 令和6年10月16日 6 健健発第11209号健康政策部長決定
- 改正 令和7年2月28日 6 健健発第11977号健康政策部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時の救護活動に資するため、大田区災害時医療職ボランティア（以下「医療職ボランティア」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 この要綱に基づく医療職ボランティアとして登録ができる者は、大田区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）又はその近隣区市の区域内に在住、在勤又は在学している者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師
- (2) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に規定する歯科衛生士
- (3) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師
- (4) 救急救命士法（平成3年法律第36号）に規定する救急救命士

(活動内容等)

第3条 医療職ボランティアは、区内に大規模な災害が発生し、区が救護所又は避難所（以下「救護所等」という。）を開設した場合は、第5条第1項の規定により指定された救護所等に参集するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定により参集した医療職ボランティアは、救護所にあつては医療救護活動、避難所にあつては保健衛生活動（以下「保健医療活動」と総称する。）に従事するものとする。
- 3 医療職ボランティアの活動期間は、区が救護所等を閉鎖するまでの間とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、活動期間を延長することができる。
- 4 前3項に規定する活動は、無償で行うものとする。

(登録の申込み)

第4条 この要綱に基づく医療職ボランティアとして登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、大田区災害時医療職ボランティア登録届（別記第1号様式）に第2条各号のいずれかの資格を証明する書類の写し及び本人であることを証明する書類の写しを添えて、区長に提出しなければならない。

(登録の決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定により提出された登録届等を審査し、相当と認める場合は医療職ボランティアとして大田区災害時医療職ボランティア登録名簿（別記第2号様式）に登録し、参集する救護所等を指定するものとする。

- 2 区長は、登録の可否及び参集する救護所等を申込者に通知するものとする。

(登録証の交付等)

第6条 区長は、前条第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対して大田区災害時医療職ボランティア登録証（別記第3号様式。以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 登録者は、保健医療活動を行う場合は登録証を携帯し、本人確認のために関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録期間等)

第7条 登録者の登録期間は、第5条第2項の規定により通知した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の登録期間は、辞退の申出、住所地又は勤務地の変更等により、登録者が保健医療活動に従事できないと区長が判断した場合を除き、さらに1年間期間の更新をするものとし、以後この例による。
- 3 登録者は、登録した事項に変更がある場合は、区長に大田区災害時医療職ボランティア登録変更届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

- 4 登録者は、登録を辞退する場合は、区長に大田区災害時医療職ボランティア登録辞退届（別記第5号様式）を提出しなければならない。
 - 5 区長は、登録者が医療職ボランティアとして不適当と認めるときは、当該登録を抹消することができる。
 - 6 登録を辞退し、又は抹消された者は、直ちに登録証を区長に返還しなければならない。
（訓練等への参加）
- 第8条 登録者は、救護所等における円滑な保健医療活動に資するため、区又は医療関係団体が実施する研修、訓練等に積極的に参加するように努めるものとする。
- 2 区は、登録者のうち、研修に参加した者に対して受講修了証（別記第6号様式）を交付する。
（区の責務）
- 第9条 区は、登録者に対し、前条の研修、訓練等を実施するほか、保健医療活動に要する資器材の確保に努めるものとする。
（損害補償）
- 第10条 登録者の保健医療活動中の事故等については、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。
（個人情報）
- 第11条 区長は、この要綱に関する個人情報を保健医療活動に必要な範囲で、関係機関へ情報提供をするものとし、それ以外の用途には利用しないものとする。
- 2 区長は、個人情報の授受、保管及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって個人情報の保護に必要な万全の措置を講じるものとする。
 - 3 区長は、登録者から提供された個人情報について、保管の必要がなくなると認めるときは、漏えいを防止する方法で確実に処分するものとする。
（その他）
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康政策部長が別に定める。
- 付 則
- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
 - 2 この要綱の規定に基づく医療職ボランティアの登録のために必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
 - 3 大田区災害時看護職ボランティア登録要綱（平成28年9月1日28健健発第10947号決定）は、平成31年2月28日をもって廃止する。ただし、この要綱による廃止前の大田区災害時看護職ボランティア登録要綱の規定により看護職ボランティアに登録された者については、この要綱の規定により医療職ボランティアとして登録された者とみなす。
- 付 則
この要綱は、令和3年6月13日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和4年2月9日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和5年5月22日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和6年1月30日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和6年10月16日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別記

- 第1号様式（第4条関係）
- 第2号様式（第5条関係）
- 第3号様式（第6条関係）
- 第4号様式（第7条関係）
- 第5号様式（第7条関係）
- 第6号様式（第8条関係）